

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例	
本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。	
正式名称	略 称
証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	整備政令
証券取引法	証取法
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	改正府令
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財規
財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令	内部統制府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	企業内容等開示ガイドライン	
	法第二条(定義)関係	
1	2-1について、少人数私募の要件は、取得勧誘の相手方の人数計算において除外される適格機関投資家(金商法施行令1条の4の要件を満たす者)については適用されないとのことであり、金商法施行令1条の7第2号ロにおいて、転売制限の対象となる買付者から当該適格機関投資家は除外される旨の規定がある。これは、金商法施行令1条の7第3号、定義府令13条3項の場合も同様であると解するが、この点の明確化のため、定義府令13条1項2号において、「当該有価証券を取得し又は買い付けた者」から、当該適格機関投資家が除かれることを、ガイドラインにおいて明示していただきたい。	貴見のとおり、少人数私募の要件における人数計算においては、金商法施行令1条の7第2号ロのかっこ書きにおいてプロ私募の要件を満たす適格機関投資家を除外することとなっている。定義府令13条1項2号はこの政令の規定の委任を受けて定められており、同号に規定する「当該有価証券を取得し又は買い付けた者」の意味は、委任元の金商法施行令1条の7第2号ロにおける「プロ私募の要件に該当する適格機関投資家を除外する」との制約が付されているものと解されます。
2	新株予約権の無償割当ては株主からの申込みを要求をすることなく、基準日現在の株主に自動的に新株予約権が割り当てられるものであり、新株予約権の取得勧誘という行為は観念できないものであり、また、届出を要するものと取り扱う場合、取得までに目論見書を交付すべきこととなるが、いつまでに交付をすればよいのか明確ではないため、2-2は削除すべきである。	ご指摘の新株予約権の無償割当てについては、新株予約権の行使時の払込みを含めて考える必要があり、実質的には株主割当てによる株式の募集と同様であると考えられることから、新株予約権の無償割当てについては、取得勧誘に該当することと考えられます。 なお、新株予約権の無償割当ての目論見書は、新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日までに交付することが必要であると考えられます(金商法15条2項)。

3	<p>2-4について、</p> <p>① 株式の無償割当て(同一種類の株式の無償割当ての場合及び異なる種類の株式の無償割当て(例えば、普通株に優先株を割り当てる)の場合)により株式を発行する場合</p> <p>② 取得条項付新株予約権証券又は取得条項付新株予約権付社債券に付された新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券を発行する場合</p> <p>を追加していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
4	<p>特定組織再編成発行手続に該当しない組織再編成発行手続については、これまでどおり、募集に該当しないものと解しているが、この取扱いを明確にするためにも、2-4の「有価証券の募集」とはならない例として、合併、株式交換又は株式移転により株式を発行する場合、会社の分割により株式を発行する場合のうち、特定組織再編成発行手続に該当しない組織再編成発行手続については、「有価証券の募集」とはならない例として維持していただきたい。</p> <p>また、外国会社による外国法に基づく組織再編成発行手続に類する行為についても、募集に該当しないものと理解しているが、この点を明確にするために、外国法に基づく合併、株式交換又は株式移転に類する行為による発行についても「有価証券の募集」とはならない例として明示していただきたい。</p>	<p>貴見のとおり、金商法4条1項本文中において、特定組織再編成発行手続に該当しない組織再編成発行手続については、「有価証券の募集」に該当しない旨を明らかにしたところです。</p> <p>また、外国会社の発行する有価証券の所持人が我が国にいる場合において、当該外国会社による外国法に基づく組織再編成発行手続に類する行為は、一般的には「有価証券の募集」に該当しないものと考えられますが、その方法によっては、「有価証券の募集」に該当することもあり得るものと考えられます。</p>
5	<p>特定組織再編成発行手続・交付手続における組織再編成対象会社株主等の数の計算については、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の有価証券の種類毎に、その所有者数を計算するのではなく、全てを合算して計算するのか、明確にしていきたい。また、その際、開示府令16条の3第1号等の定めと同様に、株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿上の人数を計算すればよいのか。無記名式の新株予約権証券や新株予約権付社債券については、どのように計算するのか。</p>	<p>組織再編成対象会社株主等は、「株券(新株予約権証券その他の政令で定める有価証券を含む。)の所有者」(金商法2条の2第4項1号)と規定されていることから、組織再編成対象会社の株券、新株予約権等(金商法施行令2条の3に規定する有価証券)の全てを合算して計算するものと考えられます。</p> <p>また、組織再編成対象会社株主等は、株主名簿、新株予約権原簿又は社債原簿上の所有者ではなく実際の所有者数により計算するものと考えられます。</p>
6	<p>改正案2-5④について、組合員に現物配当をすることを目的として、特定の有価証券の取得のために組成された組合等の業務執行組合員等であっても、配当を受ける組合員が適格機関投資家であれば、適格機関投資家とすべきであるから、「組合員」に制限を付して、「適格機関投資家以外の組合員」に限定すべきである。</p> <p>また、投資事業有限責任組合は当該組合自体が適格機関投資家となるが、この場合、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が適格機関投資家でない場合でも、当該投資事業有限責任組合自体が「組合等の業務執行組合員等」に該当すると解釈するのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2-5④については、「適格機関投資家以外の組合員」とし、投資事業有限責任組合については、別途規定を設けて規定を明確化するため、規定を修正いたします。</p>

7	<p>改正案2-5において、適格機関投資家に該当しない場合の例示として「信託に係る適格機関投資家以外の者との契約等、一般投資家に有価証券が交付されるおそれのある信託の契約に基づいて、有価証券を取得し、又は買い付けようとする信託銀行」が挙げられているが、反対に、①投資運用業を行う金融商品取引業者が運用を行っているか否かにかかわらず、信託契約において信託財産たる有価証券を金銭に換価する等、有価証券そのものは受益者に交付することはない旨定められている、または②受益者を同じくする信託契約間で信託財産の授受があるとしても当該信託財産は受益者に交付しないことが信託契約の内容から当然に認められる場合については適格機関投資家に該当するとの理解で差し支えないか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、信託銀行が信託契約に基づいて取得した有価証券を、当該信託契約に基づき適格機関投資家以外の者に交付しないことが明確に担保されている場合には、当該信託銀行は、適格機関投資家に該当するものと考えられます。</p>
8	<p>2-9について、 ① 株式の無償割当て(同一種類の株式の無償割当ての場合及び異なる種類の株式の無償割当て(例えば、普通株に優先株を割り当てる)の場合)により株式を発行する場合 ② 取得条項付新株予約権証券又は取得条項付新株予約権付社債券に付された新株予約権について取得事由が生じたことにより有価証券を発行する場合 を追加していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
法第四条(募集又は売出しの届出)関係		
9	<p>4-15について、2-5において「例えば」を追加したことに伴い、「2-5の①から④」の前に「例えば」の追加が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
10	<p>「有価証券の発行日以前6か月以内に同一種類の有価証券を発行している場合で、取得勧誘の相手方の人数を通算する場合」の50名の計算方法として、同一の投資者が複数回勧誘を受けた場合、当該投資者を1名で計算すれば足りることをガイドライン上明記して欲しい。関東財務局のHPでは通算規定について「延べ人数」で計算すれば足りることが明記されているが、この際、ガイドライン上でカウントの方法を整理すべきである。</p>	<p>ご指摘の金商法施行令1条の6における「50名」の計算方法については、勧誘の相手方の「延べ人数」で計算するものであり、これを明確化するため、規定を追加することといたします。</p>
11	<p>開示府令2条3項2号により1年間の通算規定の対象となる募集又は売出し、同項4号により並行募集の対象となる募集又は売出し及び同項5号に規定される「発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出し」から、法第4条第1項第1号(令第2条の12に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないことになる新株予約権証券の募集又は売出しを除外していただきたい。会社及びその子会社の取締役、従業員等に対してのみ付与する新株予約権証券については、現行法では、勧誘の相手方にこれらの者の人数に含まれないことにより募集又は売出しに該当しないこととされたが、改正後は募集又は売出しに該当するものの届出不要と規定された。そのため、改正前</p>	<p>ご指摘の金商法施行令2条の12に定める新株予約権証券に係る募集又は売出しは、「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」(開示府令2条3項2号)、「二組以上の募集又は売出し」(同項4号)及び「発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出し」(同項5号)に含まれないものと考えられます。</p> <p>また、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続は、「当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し」(開示府令2条3項2号)には含まれないものと考えられます。</p>

	<p>の開示府令2条2号の1年間の通算規定の対象又は同条4号若しくは5号の並行募集の対象とされない新株予約権の付与が改正後はこれらの規定の対象とされることとなる。しかしながら、金額ではなくその性質(即ち、有価証券の募集又は売出しの相手方が当該有価証券に関する情報を既已取得し、又は容易に取得することができる)から届出の対象とされなかった募集又は売出しを1年間の通算規定や並行募集の対象とすることは理由がないので、除外すべきである。</p> <p>また、有価証券の募集又は売出しのうち、特定組織再編成発行手続・交付手続に該当しないものとの間で、1年間の通算規定により、合算の対象となる募集又は売出しに、特定組織再編成発行手続・交付手続は含まないものとしていただきたい。少数人数私募における50名の計算における6か月通算規定については、特定組織再編成発行手続・交付手続に該当しない有価証券の募集又は売出しの合算の対象に、特定組織再編成発行手続・交付手続は含まれないとされているが、これと同様の取扱いを認めていただきたい。仮に、そのような取扱いが認められないとしても、金商法4条1項1号の規定により、届出が不要とされた特定組織再編成発行手続・交付手続は含まないとしていただきたい。</p>	
法第五条(有価証券届出書の提出とその添付書類)		
12	<p>5-30について、(様式1)3イの「金融商品市場」は、「取引所金融商品市場」とすべきではないか。また、(様式1)3ロの発行済株式総数の単位を「株」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘の(様式1)3イの「金融商品市場」は、開示府令9条の4第5項と同様の表現としております。</p> <p>また、ご指摘の(様式1)3ロの発行済株式総数の単位については、ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
法第七条(訂正届出書の提出) 関係		
13	<p>7-1②について、現在では、有価証券届出書や有価証券報告書に「生産計画」や「資金計画」を記載していないので、削除すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の「生産計画」や「資金計画」については、有価証券届出書や有価証券報告書の記載項目とされていませんが、これらについては、その変更が投資判断に重要な影響を及ぼす情報の例示として挙げたものです。</p> <p>ただし、ご意見を踏まえ、現在の有価証券届出書や有価証券報告書の記載事項を勘案して、例示の項目を修正いたします。</p>
14	<p>7-4について、開示府令において特記事項についての言及の仕方がそもそも違う届出目論見書及び届出仮目論見書の場合と異なり、発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書の特記事項の解釈が、ガイドライン上規定されていないので、冒頭の条文の中に「開示府令14条の13第1項第1号へ(1)」及び「開示府令14条の13第1項第3号イ(1)」を追加していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
15	<p>7-6について、開示府令において特記事項についての言及の仕方がそもそも違う届出目論見書及び届出仮目論見書の場合と異なり、発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

	追補目論見書の特記事項の解釈が、ガイドライン上規定されていないので、冒頭の条文の中に「開示府令14条の13第1項第1号へ(2)」及び「開示府令14条の13第1項第3号イ(2)」を追加していただきたい。	
16	7-7について、現在では、「生産計画」や「資金計画」を記載していないので、削除すべきではないか。	ご指摘の「生産計画」や「資金計画」については、有価証券届出書や有価証券報告書の記載項目とされていませんが、これらについては、その変更が投資判断に重要な影響を及ぼす情報の例示として挙げたものです。 ただし、ご意見を踏まえ、現在の有価証券届出書や有価証券報告書の記載事項を勘案して、例示の項目を修正いたします。
17	7-7について、7-3とは内容が一部異なるので、現行の①～③の後に、改正案の③及び④を挿入し、現行の④～⑧の後に、改正案の⑩及び⑫を挿入すべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
法第八条(届出の効力発生日)関係		
18	8-1④について、「当初届出者から当該取扱いについて申出がない場合」における、申出は具体的にどの時期にどのように行うのか、明確化していただきたい。	現行の組込方式による届出及び参照方式による届出と同様、有価証券届出書の提出を行う際に、提出する財務局に申出を行って頂くことになるものと考えます。
19	8-1④について、「当該取扱いが適当でないと認められる場合」に関しどのような場合が想定されるのかを明確化していただきたい。	個別事例ごとに実態に即して、投資者保護の観点から実質的に判断されるべきものであり、どのような場合がこれに該当するかを特に例示することは、必ずしも適当ではないと考えられます。 なお、8-1①及び②についても、「当該取扱いが適当でないと認められる場合」という文言がありますが、どのような場合がこれに該当するかについては、同様の考え方により特に例示しておりません。
20	8-2について、会社法上、失権株の再募集は現実的ではないので、失権株の再募集に関する部分は削除すべきではないか。	ご指摘の趣旨は必ずしも明らかではありませんが、失権株の再募集は困難ではないことから、8-2の失権株の再募集に関する部分は必要な規定と考えます。
21	8-2について、「なお、株式の発行数又は社債の券面総額の変更等のうち当該取扱いが適当でないと認められる場合は、おおむね3日を経過した日に効力を生じさせるものとする。」との規定について、 ① できれば、需要予測(例えば、日本証券業協会の定める公正慣習規則14号21条に規定するような需要予測)の結果に基づき株式の発行数、社債の券面総額等の変更をする場合は、当初予定数からの増減率にかかわらず、訂正届出書の提出日の翌日に効力が発生する取扱いにしていきたい。 ② 上記が不可能であるならば、国内外同時募集を行う場合は、当初の国内外の募集株数、金額の合計額を変更しないのであれば、国内の募集株数、金額の変更にかかる訂正届出書は当初国内販売予定数からの増減率にかかわらず、提出日の翌日に効力が発生する取扱いにしていきたい。	ご指摘の「株式の発行数又は社債の券面総額の変更等」については、投資判断に重要な事項であると考えられることから、投資者に対する熟慮期間を確保することが適切であると考え、現行の規定を維持しているところです。

	③ 上記①及び②が不可能である場合でも、株式の発行数、社債の券面総額等の変更に際して提出される訂正届出書が提出日の翌日にその効力が発生する増減率を明確化していただきたい。	
法第十三条(届出目論見書等の作成)関係		
22	発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書においては「株式移転に係る情報を記載した書面」は特記事項とされていないが、届出目論見書及び届出仮目論見書においては特記事項とされている。平仄を合わせ、届出目論見書及び届出仮目論見書においても、特記事項としない旨をガイドラインで明記できないか。	ご指摘を踏まえ、「株式移転に係る情報を記載した書面」については、情報開示の充実の観点から、新たに、発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書における特記事項とするよう、今後、開示府令を改正いたします。
法第十五条(届出の効力発生と目論見書の交付)関係		
23	特定組織再編成発行手続・交付手続における届出の効力発生が、会社法などの時点までに必要かについて、開示ガイドラインにおいて明示する方向で検討することであるが、規定されていないければ、その旨を明示していただきたい。	ご指摘の点については、組織再編成に係る会社法上の効力発生日の前日までに、金商法による届出の効力が発生すればよいものと考えており、その旨を規定することといたします。
法第二十三条の三(発行登録書の提出)関係		
24	23-3-2について、(改正案の条文)5-7~5-10、5-23、5-31及び5-32を追加すべきではないか。	基本的に、他の規定を準用することが不明確な場合について準用する規定を明記していますが、ご意見を踏まえ、準用する規定をより明確にするため、規定を修正いたします。
25	23の4-1について、現在では、有価証券届出書や有価証券報告書に「生産計画」や「資金計画」を記載していないので、削除すべきではないか。	ご指摘の「生産計画」や「資金計画」については、有価証券届出書や有価証券報告書の記載項目とされていませんが、これらについては、その変更が投資判断に重要な影響を及ぼす情報の例示として挙げたものです。 ただし、ご意見を踏まえ、現在の有価証券届出書や有価証券報告書の記載事項を勘案して、例示の項目を修正いたします。
26	23の5-3について、改正案23の8-1が削除されているので、ハも削除又は改正をすべきではないか。	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
法第二十三条の八(発行登録追補書類の提出)関係		
27	23の8-2について、(改正案の条文)5-7、5-9、5-10、5-23、5-31及び5-32を追加すべきではないか。	基本的に、他の規定を準用することが不明確な場合について準用する規定を明記していますが、ご意見を踏まえ、準用する規定をより明確にするため、規定を修正いたします。
28	改正前23の8-4について、発行登録追補書類はEDINETによる提出なので、改正後は削除されるものと理解しているが、発行登録追補書類提出に際し相談事項等があるので、削除すべきではないと考える。	ご指摘のとおり、発行登録追補書類はEDINETによる提出が義務付けられていますので、23の8-4は削除します。ただし、発行登録追補書類提出に際し、関東財務局との事前の相談が妨げられることはないものと考えられます。
法第二十三条の十四(海外発行証券の少人数向け勧誘)関係		
29	23の14-1について、外国会社の外国法に基づく組織再編成発行手続・交付手続に類する行為については、これまでどおり、募集・売出しに該当しないものと解しているが、この取扱いを明確にするためにも、現行規定の②及び④について	金商法では合併等により株券等が発行される場合についても投資者保護の観点から、有価証券の募集に該当する場合があるという考え方に立つこととしております。したがって、外国会社の発行する有価証券の所持人が我が国にいるときに

	は、「有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘」とはならない例として維持していただきたい。	において、当該外国会社による外国法に基づく組織再編成発行手続又は組織再編成交付手続に類する行為であっても、これによって有価証券が我が国において発行される場合には、有価証券の取得の申込みの勧誘に該当し得るものと考えられます。
30	23の14-1について、⑤を削除したのは、従来の考え方を変更して、現物配当と株式配当の選択権が投資者にある場合で、投資者が株式配当を選択した場合には、「有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込み」に該当する場合がありますという考えに立ったということか。上記のような選択権が投資者になく、株式による現物配当が行われるような場合には、当該株式が新規発行の場合には、有価証券の取得勧誘、既発行の場合には、有価証券の売付け勧誘等に該当しないという理解でよいか。	ご指摘の点については、現物配当と株式配当の選択権が投資者にある場合で、投資者が株式配当を選択する場合には、「有価証券の取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘」に該当する場合がありますと考えております。 具体的な事例については、個別事例ごとに実態に即して具体的に判断されるべきものであると考えられます。
法第二十四条(有価証券報告書及びその写しの提出)関係		
31	24-12について、有価証券報告書提出義務の免除承認を受けた後に、当該有価証券の所有者が300名以上となっても、その後新たに当該有価証券が法24条1項各号に掲げる有価証券に該当しなければ、有価証券報告書の提出は不要という趣旨でよいか。当該規定を明確にして欲しい。	ご意見を踏まえ、有価証券報告書提出義務の免除承認を受けた後に、当該有価証券の所有者が300名以上となっても、その後新たに当該有価証券が法24条1項各号に掲げる有価証券に該当しなければ、有価証券報告書の提出は不要という趣旨が明確になるよう、規定を修正いたします。
32	ガイドラインに「開示府令第四号の三様式記載上の注意(18)に規定する議決権の状況の記載については、四半期会計期間(第2四半期会計期間を除く)の末日を基準日と定めて株主名簿の確定を行うことまでは必要でなく、直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載すれば足りる。」という趣旨の記述を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、議決権の状況の欄のうち議決権の数の欄については、各四半期末日現在の議決権数を記載することができない場合には直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができる旨の規定を追加することとします。
法第二十四条の五(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係		
33	今般公表された「企業内容等の開示に関する留意事項について(平成11年4月大蔵省金融企画局)」(案)では、現行ガイドライン24-5(合併の場合の有価証券報告書の提出義務)の削除が予定されている。当該改正は、金商法において新たに合併等の組織再編成において、特定組織再編成発行手続(金商法2条の2第4項)又は特定組織再編成交付手続(金商法2条の2第5項)に該当する場合は、それぞれ有価証券の募集又は売出しに該当し、原則として有価証券届出書が提出される(金商法4条1項)結果当該届出書の提出者が、有価証券報告書の提出義務を新たに負うこととなる(金商法24条1項3号)ためと思料される。 しかしながら、組織再編成対象会社が発行者である「株券に関して」開示を行っている場合に該当しない場合には、組織再編成において有価証券届出書の提出が求められない(金商法4条1項2号イ)。したがって、組織再編成対象会社が過去に社債等の募集又は売出しに際し有価証券届出書を提出していた場合であっても、条文上組織再編成において有価証券届出書が発行されず、有	ご意見を踏まえ、所要の改正を行って規定を存続させることとします。

	<p>価証券報告書の提出義務が新設合併新設会社等に承継されないケースがあり得る。また特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に該当しない組織再編成が行われる場合でも、組織再編対象会社が過去の社債等の募集・売出しに基づいて有価証券報告書を提出している場合には、有価証券報告書の提出義務を新設合併新設会社等に承継させることが望ましい場合もあり得る。</p> <p>かかる場合において、従前組織再編成対象会社による有価証券報告書の提出制度による保護を受けていた社債等の投資家を組織再編成後も引き続き保護するためには、組織再編成に係る金商法の改正にかかわらず、現行ガイドライン 24-5 は存続されるべきであると考ええる。</p>	
附則関係		
34	<p>「企業内容等開示ガイドライン案附-2」により「有価証券報告書確認書」の作成内容が現行と同様とされるのは、参照している「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則第3条第2項」に基づけば「平成20年3月31日までに提出する有価証券報告書」に添付する場合と解されます。一方、「金商法24条の4の2」により提出が義務化される「確認書」は、「証券取引法の一部を改正する法律附則15条」により、「平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用する」とされていますが、これは「金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果133頁で示された金融庁の考え方にもあるとおり、「平成20年4月1日から始まる事業年度に係る四半期報告書・有価証券報告書等から」適用されると認識しております。ここで、上記の前提に立つと、3月決算企業が平成20年6月末までに提出する平成20年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書に任意で添付する「確認書」については、適用される開示ガイドラインが存在しないこととなり、実務上の混乱を招く可能性があるため、明確にすべきと考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、改訂府令附則第3条第2項の規定により、証取法(改訂府令による改訂前の開示府令)の規定による確認書は、平成20年3月31日までに提出される有価証券報告書に添付することができることとされており、平成20年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、当該確認書を添付することはできません。したがって、企業内容等開示ガイドライン附-2は当該附則の規定に沿って規定するものです。</p> <p>これは、平成20年4月1以後に開始する事業年度から四半期報告書に係る金商法の規定に基づく確認書が提出されることから、平成20年3月31日に終了する事業年度に係る有価証券報告書に証取法の規定に基づく確認書の添付を可能とすると、制度の異なる確認書が混在して提出されることにより、投資者が誤解を生ずることのないよう措置したものです。</p>
特定有価証券開示ガイドライン		
法第二十四条の五(臨時報告書の提出)関係		
35	<p>(投資法人を念頭に)「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項」において、訂正届出書等の提出が必要となる資産取得又は譲渡の具体的な数値基準を定め、「重要な事実」の判断基準を明確化し、特に資産規模に比して僅少な資産取得又は譲渡については開示を簡略化できるようにして頂くことが望ましいと考える。</p>	<p>特定有価証券開示府令29条2項3号に関するご指摘かと思われませんが、「重要な事実」の判断については、形式的な数値基準ではなく、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすかどうかの観点から、個別事案ごとに適切に判断する必要があると考えられます。</p>
その他		
36	<p>金商法第二章等に基づき作成する財務書類においては、直近二期分の開示が必要とされているが、整備政令附則11条が適用される信託の受益権に関する財務書類についてその初回作成成分に</p>	<p>開示書類の記載事項、規定の適用に係る経過措置等については法令で定められており、「特定有価開示ガイドライン」で免除することはできません。金商法の政府令は、施行日より約2か月前に</p>

	<p>についてはこれを免除していただきたい。免除が認められない場合には、経過措置期間の延長を要望する。</p> <p>また、整備政令附則11条の経過措置の適用がない信託の受益権についても、施行期日以後に計算期間が開始される期から開示を行う取扱いとしていただきたい。</p>	<p>公布されており、更に、整備政令附則11条は、施行日から1年間の経過規定を設けていることから、財務書類の作成のために十分な期間が確保されているものと考えられます。なお、財務書類の作成のための十分な期間を確保する観点から、整備政令附則11条において、1年間の経過措置期間を設けたところです。</p>
開示用電子開示手続ガイドライン		
37	<p>「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」に関して、EDINETによる書類提出に際し、提出の集中が原因と考えられるパソコン画面のフリーズの影響により、時間内における提出が危ぶまれるなどの問題が生じていることから、受付終了時間を現在よりも2時間延長し、午後7時までとしていただきたい。</p> <p>なお、一律に2時間の延長が困難な場合には、有価証券報告書の提出が集中する6月下旬並びに四半期報告書の提出が集中すると考えられる8月中旬、11月中旬、2月中旬については、受付終了時間を午後7時とする措置を講じていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として、今後、幅広い見地から検討させていただきます。なお、発行会社等のご意見等を踏まえ、受付時間について、開始時間を午前9時に繰り上げ、終了時間を午後5時15分まで延長することとしたところです。</p>
財務諸表等規則ガイドライン		
38	<p>信託の受益権についても、投資信託及び特定目的信託と同様に財務諸表等規則を適用することは適当ではなく、特定信託財産としての手当てを要望する。</p> <p>仮に、特定信託財産としての手当てがなされない場合には、様式第2号及び様式第3号の「(記載上の注意)別記事業を営んでいる場合、その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること」を踏まえ、信託の受益権の実態を適切に踏まえた財務書類の作成が認められると理解してよいか。</p> <p>その場合には、投資信託財産の計算に関する規則や投資信託に関する会計規則(投資信託協会)等に準じて、従来より用いてきた会計処理に基づき財務書類を作成することも認められると理解してよいか。</p>	<p>特定信託財産とは、特定目的信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第132号。以下「特定目的信託財産計算規則」という。)又は投資信託財産に関する規則(平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。)の適用を受ける信託財産をいうこととされており、これらの適用を受けない信託は特定信託財産には該当しません(財規2条の2)。</p> <p>したがって、特定信託財産に該当しない信託について作成すべき財務諸表の用語、様式及び作成方法については、特定目的信託財産計算規則又は投資信託財産計算規則によるものとする財規2条の2の規定の適用はできません。</p> <p>ただし、財規様式2号及び様式3号の「(記載上の注意)」では「別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること」とされており、例えば、信託等の純資産の記載については、財規の規定に準じて適当な項目に分類して記載することができることを明確化しております(財務諸表等規則ガイドライン59)。</p>
39	<p>金融商品取引法の施行に伴い同法第2章の規定が新たに適用されることとなる既存の有価証券(商品)については、従来より用いてきた会計処理に基づき財務諸表を作成することを認めていただきたい。商品性を考慮せず一律に会計基準を変更することは、顧客の混乱を招くことが懸念される。</p>	<p>信託の会計処理に関しては、企業会計基準委員会から実務対応報告「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成19年8月)が公表されており、金商法2章の規定が新たに適用されることとなる既存の有価証券を含めて、信託の会計処理が明確にされていると考えます。</p>
40	<p>財務諸表等規則ガイドライン8の6-6が削除さ</p>	<p>企業会計基準委員会から公表された「リース取</p>

	<p>れているが、現行規則第8条の6第6項で規定する少額なリース資産の判断基準の明確化として8の6—6について存置の上、所要の調整をお願いしたい。</p>	<p>引に関する会計基準」(平成19年3月)にあわせ、改正前の財規8条の6第6項を削除したことに伴い、財務諸表等規則ガイドライン8の6—6について削除しております。この点に関して、財規8条の6に規定する注記は、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記であることを明確化しております(財務諸表等規則ガイドライン8の6)。</p> <p>なお、少額なリース資産については、「リース取引に関する会計基準」において、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができることとされており、この取扱いに従いリース資産を貸借対照表に計上しない場合には、財規8条の6第1項に規定するリース資産に関する注記は不要であると考えます。</p>
41	<p>財務諸表等規則ガイドライン案(別記事業関係)4(1)にいう「金融先物取引責任準備金」及び「証券取引責任準備金」は、保険業法施行規則の改正に伴い「金融商品取引責任準備金」に変更されているのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします(財務諸表等規則ガイドライン(別記事業関係)4(1))。</p>
内部統制府令ガイドライン		
▼内部統制報告書		
(内部統制評価の範囲)		
42	<p>内部統制府令ガイドライン案3—1「会社が業務を委託している場合における当該委託業務も含まれる。なお、委託先が国、地方公共団体又はそれらに準じる機関である場合には、この限りではない」とあるが、「それらに準じる機関」について具体的に明示すべきである。</p>	<p>内部統制府令第3条に規定する財務計算その他の情報の適正性を確保するために必要な体制には、会社が業務を委託している場合における委託業務も含まれます。ただし、法令等の規定によって、委託先が、国、地方公共団体又はそれらに準じる機関に指定されていること及び委託する業務内容や当該業務の実施方法等が法令等の規定にしたがって行われること等が求められる場合には、委託者である会社が契約等によって、当該委託業務に係る内部統制を整備・評価する余地がないと考えられ、それらの機関に対して、内部統制の整備・評価を行うことは困難であることから、評価の範囲にならないとしたものです。</p> <p>こうした趣旨から、「それらに準じる機関」がどのような機関を指すのかについては、個別・具体的な委託業務において適切に判断することになるものと考えます。</p>
(内部統制報告書の記載事項等)		
43	<p>内部統制府令ガイドライン案4—1「代表者に準じる責任を有する者」についてどのような者を想定しているのか具体的に明示すべきである。</p>	<p>「代表者に準ずる責任を有する者」については、例えば、最高経営責任者に次ぐ役職にある者で内部統制を総括する者などが考えられますが、特定の役職等の者に限定するのではなく、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいうものとしています。</p> <p>具体的には、当該会社の組織や人事などの状況に応じ、当該会社において適切に判断するも</p>

		のと考えられ、どのような者がこれに該当するかを明示することは適当でないと考えます。
44	内部統制府令ガイドライン案4-4「なお、その際、重要な事業拠点を選定する指標、重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目などについても併せて記載することに留意する。」とあるが、評価対象とした事業拠点や業務プロセスの連結財務諸表に占める売上高のカバー率等の具体的な数値は記載する必要はないという理解でよいか。	内部統制府令ガイドライン案4-4 2. の記載内容については例示であり、各企業の状況において適切に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の重要な事業拠点を選定するに際して用いた指標及び連結財務諸表における当該指標の一定割合を記載することになります。 なお、ご指摘を踏まえ、重要な事業拠点を選定するに際して用いた連結財務諸表における当該指標の一定割合を記載することを明確にいたします。
▼外国会社の特例		
45	内部統制府令ガイドライン案 11-1 における、内部統制府令第 11 条の適用を受ける外国会社の作成する内部統制報告書について、第 2 号様式に従って作成するとされる【表紙】に相当する部分とは、同様式の【提出書類】から【縦覧に供する場所】までであることを確認したい。すなわち、同様式の【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】から【特記事項】までについては、内部統制府令第 11 条に定める本国又は本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法により記載することができるということによいか。 また、内部統制府令第 12 条に基づく監査証明に相当する証明に関する監査報告書は、外国語を原本とし、和訳を記載することでよいことを確認したい。	内部統制府令第 11 条の適用を受ける外国会社が作成する内部統制報告書は、第 2 号様式に従って作成していただくこととなりますが、【表紙】に相当する部分は、貴見のとおり、同様式の【縦覧に供する場所】までの記載となります。したがって、内部統制府令第 11 条の適用を受ける外国会社は、同様式の【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】から【特記事項】までの記載については、本国又は本国以外の本邦外地域における用語、様式及び作成方法により記載することができます。 また、同様式の(記載上の注意)(1)e において、「内部統制府令第 11 条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人に相当する者により法第 193 条の 2 第 2 項の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載する」とされており、この記載に関連して、法第 193 条の 2 第 2 項の監査証明に相当すると認められる証明の内容(監査報告書原本の写し及びこの和訳)を添付していただくことが考えられます。